

## 貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の制定案に対する意見募集の結果

○意見募集期間：平成27年10月30日（金）から平成27年11月30日（月）まで

○提出された御意見の件数：1件

	意見提出者
1	一般社団法人 信書便事業者協会

番号	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	<p>特定信書便事業への参入実績や事業者からの要望等を勘案し、特定信書便事業及び貨物軽自動車運送事業として行う場合に適用可能な標準約款が定められることに、協会として大いに歓迎及び賛成します。</p> <p>協会としても総務省と連携し、事業者の教育訓練はもちろん、一般の利用者への周知徹底の仕方も含めて工夫していきたいと考えます。</p> <p>【一般社団法人 信書便事業者協会】</p>	賛同の御意見として承ります。	なし